

桜高福第 219 号  
令和 8 年 3 月 26 日

介護職員処遇改善加算算定事業者 様

桜井市高齢福祉課長

令和 8 年度 介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書の提出について（通知）

平素は本市の介護保険業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算等を算定される事業者様は、計画書及び届出書を提出してください。

## 記

### 1 提出書類

※桜井市の介護サービス（地域密着型サービスと居宅介護支援）・桜井市介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号事業でそれぞれ算定される場合は、2 部提出していただきますようお願いいたします。

#### < 必須 >

- (1) 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
- (3) 体制等状況一覧表（様式が発出され次第掲載予定）

上記様式については、下記桜井市ホームページからダウンロードできます。  
桜井市ホームページ⇒組織から探す⇒福祉保健部⇒高齢福祉課⇒介護保険制度⇒令和 7 年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について

### 2 提出期限

- (1) 令和 8 年 4 月又は 5 月から加算を取得しようとする場合  
→令和 8 年 4 月 15 日（水） 17 時 15 分まで（必着）
- (2) 加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和 8 年 4 月及び 5 月分は申請しない事業者が、令和 8 年 6 月以降に加算を取得しようとする場合  
→令和 8 年 6 月 15 日（月） 17 時 15 分まで（必着）

### 3 提出場所

桜井市役所 高齢福祉課（郵送または持参）

（令和8年4月より、体制届等について電子申請・届出システムでの提出が原則化されますが、計画書と同封する体制届につきましては、例外的に、郵送での提出とします。）

#### 4 参考資料

介護保険最新情報 Vol.1469

介護保険最新情報 Vol.1479

（担当・提出先）

〒633-8585

桜井市大字粟殿 432 番地の1

桜井市役所 高齢福祉課

TEL : 0744-42-9111

介護予防・日常生活支援総合事業担当 内線 2172

居宅介護支援・地域密着型サービス担当 内線 2162